

会 議 録

新庄市教育委員会

開催月日	令和4年12月20日(火)
開催場所	新庄市役所 301・302 会議室
出席委員	高野博教育長、栗田正人委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠席委員	なし
出席課長	平向真也教育次長兼教育総務課長、杉沼一史学校教育課長、渡辺政紀社会教育課長
欠席課長	なし
議 事 の 大 要	

午後2時00分より、教育長のあいさつで、12月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

高野博教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期を12月20日、1日とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が斉藤浩昭委員と奥山京子委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和4年11月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

令和4年12月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

(教育長)「令和4年12月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について」私から報告します。一般質問9名のうち、2名の方からご質問いただきました。はじめに、山科正人議員から、「教職員の働き方改革の進捗状況およびさらなる業務量緩和に向けた取り組みについて」の3つの質問をいただきました。はじめに「タブレット等を活用したICT教育は教育現場にかなり浸透してきたと思われるが、当市における働き方改革の効果を伺う。」という質問をいただきました。それに対して「学校におけるタブレット等の活用は、子どもたちの教育面のみならず、教職員の業務削減に役立っている。例えば、授業で使用する資料をデータで配布することで、印刷業務等の削減につながっている。職員会議や校内の会議等においても、同様である。アンケートの集約や分析もタブレットを活用することで業務を大幅に簡略化できている。今後は、さらなる業務量の緩和に向けて取り組みを進めていきたい。」と答弁しました。次に「先の新庄市総合教育会議において、多くの教員にとって部活動の負担が大きいことが指摘されたが、部活動をはじめとする授業以外で児童生徒との

関わり方をどのように考えているのか伺う。」という質問をいただきました。質問に対し「授業以外の教育活動の中でも、各校で掲げる教育目標で目指す児童生徒の育成に向けて、日々実践を行っている。また、部活動の中では、心身の成長を促すような生徒指導的なかわりや、人間関係など課題解決を考えさせるようなカウンセリング的なかわりなども行いながら、個々の成長を支えている。休日部活動の地域移行により部活動の時間を通してのかかわりの時間は減少するが、教員の負担が軽減されることで、精神的な余裕や生徒とのかかわりや対応について考える時間を確保することができ、必要な生徒にはより丁寧できめ細やかなかわりができるものと考えている。今後も教育目標で目指す児童生徒の育成に向けて、各校における教育活動を進めていきたい。」と答弁しました。最後に「学校運営協議会に期待することと方向性を伺う。」という質問をいただきました。それに対し、学校運営協議会の目的を述べた後、「協議会では、教育現場に対し、地域で協力できることや、人材の紹介など前向きな意見も多く出されている。コミュニティスクールの推進により、地域が学校づくりに積極的に関わっている。また、地域学校協働活動と一体的な推進で子どもの成長を支えることで、子どもたちのふるさと意識の醸成に結びつくとともに、地域づくりにも役立つものと考えている。」と答弁しました。次に、佐藤悦子議員から「学校給食の無償化をしてはどうか。」という質問をいただきました。これに対し、「以前質問をいただいた際に答弁させていただいたが、学校給食費については学校給食法により経費の保護者負担が規定されている。ただし、経済的に困窮した世帯については就学援助費の中で給食費を全額支給している。また、物価高騰に伴う補助金の交付なども実施している。学校給食費の無償化への考えはないが、市全体の子育て支援施策のひとつとして、給食費へのさらなる支援の内容や実施時期について、引き続き検討していきたい。」と答弁しました。なお、12月市議会定例会の一般質問には、職務代理者である栗田正人委員が出席しました。

(教育長) ただ今の説明について質問があればお願いします。

(委員) アンケートの集計や分析をタブレットで行っているとのことですが、集計や分析を行う方への負担が大きくなっていたり、重労働になっていたりとような問題はないのでしょうか。

(学校教育課長) アンケートの集計等については簡単にプログラミングが可能ではありますが、経験がないために、なかなか進まないところもありました。ICT支援員の方々に定期的に学校を回っていただいておりますので、巡回の際に指導していただいたことを職員間で教えあい、学校でのタブレット活用が進んでいるところです。

6. 議事

議案第 58 号 令和 4 年度 12 月補正予算に係る臨時代理の承認について

議案第 59 号 新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部を改正する基準について

議案第 60 号 新庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の選任について

議案第 61 号 教職員の懲戒処分について

(教育長) 議案第 58 号「令和 4 年度 12 月補正予算に係る臨時代理の承認について」の提案説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) 議案第 58 号「令和 4 年度 12 月補正予算に係る臨時代理の承認について」ご説明申し上げます。こちらについては、市議会 12 月定例会に補正予算を上程する必要があり、臨時代理いたしましたので、ご承認をお願いするものでございます。12 月補正予算(第 8 号)でございますが、こちらにつきましては、一般会計全体におきまして、歳入歳出それぞれ 6 億 297 万 7 千円を追加いたしまして、本年度の予算総額を 202 億 1, 477 万 7 千円とするものでございます。定例会初日の 12 月 2 日に提案し、最終日の 12 月 14 日に議会の議決により成立しているところでございます。なお、教育費につきましては、歳入合計が 815 万円の減額、歳出合計が 943 万 6 千円の減額でございます。各課の内容につきましては、各課長より、ご説明させていただきます。最初に教育総務課でございます。歳入につきましては、歳出の修繕料にあります。雪害により破損した本合海小学校エアコン防雪屋根の修繕に充てるための共済金でございます。歳出につきましては、事務局費において、一般職手当の増額、自動車購入費の請差分の減額補正を行っております。小学校の修繕料につきましては、大きなところでは、新庄小学校、本合海小学校の暖房機の交換修繕、新庄小学校の給食室手洗い水栓の交換修繕、本合海小学校のエアコン防雪屋根修繕などのための増額でございます。中学校の修繕料につきましても、新庄中学校の暖房機交換と八向中学校の給水配管の修繕でございます。義務教育学校の燃料費、除排雪業務委託料につきましては、明倫学園の昨年度の支出額に基づく不足分などの増額補正でございます。教育総務課については以上でございます。

(社会教育課長) 社会教育課についてご説明申し上げます。歳入について、教育費寄付金でございますが、市内の民間企業の方から、地域貢献として第 4 回新庄いものこハーフマラソン大会に活用していただきたいと、100 万円の寄付をいただいたものでございます。続きまして、教育債の社会教育施設改修事業債が 930 万の減額でございます。こちらにつきましては、八向地区公民館の改修工事が完了したことによる精算とともに、北辰屋内運動場のトイレの改修工事の今年度の実施を断念したことによる減額でございます。次に歳出について説明させていただきます。社会教育総務費について、地域おこし協力隊が 9 月末をもって退職したことに伴い、そこに係る費用を減額するものでございます。公民館費については、10 月 1 日をもって供用開始いたしました八向地区公民館の修繕・改修工事を終了したことによって、それぞれ減額するものであります。文化財保護費については、当初予算では 1 年分の会計年度任用職員の報酬・手当を計上しておりましたが、雇用開始が 10 月となったため、4 月から 9 月までの 6 ヶ月分の報酬・手当を減額したものでございます。旧矢作家住宅管理費については、国庫補助のもと事業を進めている中で、不用額が出たために費用弁償にあたる予算を減額しております。続きまして、ふるさと歴史センターの光熱水費について、電気料金の値上がりに伴い、117 万 2 千円増額いたしました。社会体育費につきましては、歳入の中であった寄付金を、ハーフマラソン大会の実行委員会への負担金として支出するものでございます。体育施設費の 420 万の減額につきましては、当初においては、北辰屋内運動場の前まで下水道の本管工事が入り、今年度中に供用が開始されるという話のもとで、北辰屋内運動場のトイレの改修工事を予定しておりましたが、下水道工事の遅れによって供用開始が来年の 4 月 1 日になることがわかり、今年度中の改修工事の実施が不可能になったために 420 万円減額したところでございます。社会教育課については以上でございます。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 58 号「令和 4 年度 12 月補正予算に係る臨時代理の承認について」は提案とおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 59 号「新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部を改正する基準について」提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 59 号「新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部を改正する基準について」ご説明申し上げます。こちらにつきまして、平成 30 年 6 月にスポーツ基本法の一部を改正する法律が公布され、国において、「体育」という名称が「スポーツ」に変わってきていることに伴い、国体の名称が令和 5 年 1 月 1 日より国民体育大会から国民スポーツ大会へ変更となります。加えて、今年 7 月 1 日付で新庄市体育協会の名称を新庄市スポーツ協会に変更したことから、減免の基準に掲げている 2 つの名称を直すところでございます。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 59 号「新庄市体育施設等使用料の減免に関する基準の一部を改正する基準について」は提案のとおり承認されました。

(教育長) 次に、議案第 60 号「新庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の選任について」提案説明をお願いします。

(学校教育課長) 議案第 60 号「新庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の選任について」ご説明申し上げます。こちらにつきまして、本委員の退任に伴い、新たに委員を選任するものでございます。新庄市いじめ防止等対策推進条例第 11 条の規定により、主任児童委員の方を選任したいと考えております。任期は令和 5 年 1 月 12 日から令和 6 年 5 月 17 日となります。

(教育長) ただいまの説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ、承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第 60 号「新庄市いじめ問題対策連絡協議会委員の選任について」は提案のとおり承認

されました。

(教育長) 次に議案第 61 号「教職員の懲戒処分について」ですが、人事に関する案件ですので、審議を非公開としてはいかがでしょうか。

(委員) 異議なし

(教育長) それでは、委員全員の承認を受けましたので、議案第 61 号の審議を非公開といたします。

－ 非公開 －

(教育長) それでは、ここで審議の非公開を解きます。

7. その他

新庄市小・中学校長会からの要望事項に対する回答について

(教育長) 「新庄市小・中学校長会からの要望事項に対する回答について」説明をお願いします。

(教育次長兼教育総務課長) それでは、新庄市小・中学校長会からの要望事項に対する回答について、ご説明申し上げます。校長会から全体で 44 項目の多岐にわたりご要望をいただいておりますが、継続要望もありますので、昨年度から変わった点などポイントを絞って、担当課ごとにご説明させていただきたいと思っております。最初に教育総務課でございます。はじめに、学校予算の確保についてご説明いたします。(1) ①エアコンの設置については、今年度も計画的に整備を進めておりますが、学級編成の関係で未設置となった普通教室のエアコン整備を完了させ、その後、特別教室等への整備を進めていきたいという回答をさせていただきたいと思っております。なお、今後の学級編制の見込みなどを考慮する必要がありますので、財政負担の平準化を図りながら計画的に進めてまいりたいと考えております。次に、②トイレの洋式化などについて要望をいただいております。こちらについては、小学校低学年・中学年のトイレから優先的に洋式化を進めていく方向性でございます。今後は、他の課題も含め、財政負担の平準化を図りながら、整備に向けた協議を進めていきたいという回答にさせていただきたいと思っております。次に(4) ⑤学習ソフトや電子黒板の整備については、今年度、ICT 委員会で協議し、大型モニターの整備計画を策定しましたので、計画に基づいて予算協議を進めてまいりたいと考えております。また、学習ソフトについては、既存ソフトの活用により情報教育を推進していきたいという回答でございます。次に、⑥機器の保守及び更新については、通信費などの維持管理経費が増加している状況にありますが、引き続き、現在の情報教育環境を活用し推進してまいりたいと考えております。また、端末の更新は大きな課題でありますので、国に財政支援を働きかけていきたいという回答でございます。(8) 除雪機、冬期間の除雪については、駐車場などは機械除雪、他の細かな部分は人力除雪を基本としておりますが、学校の負担軽減に向け、計画的な除雪機の整備について検討を進めてまいります。また、冬期間の避難経路については、非常時・災害発生時の出入口の確保、避難経路の再確認、冬期間の避難訓練の実施をお願いしたいという回答でございます。(9) 緊急連絡用の携帯電話の導入については、今年度、働き方改革に向

け、すべての学校に留守番電話を導入いたしましたので、これを活用した夜間・休日等の緊急連絡体制について検討いただくとともに、メール・アプリなど多様な連絡手段もある中で、働き方改革の観点も交えて、緊急連絡手段のあり方については今後の検討課題とさせていただきたいという回答でございます。(10) スクールバスの契約については、冬季のみ委託運行していますが、車両間で乗車人数にアンバランスがあったことから、11月からの契約前にルートを調整し対応しております。引き続き、学校と連携しながら対応してまいります。(11) 派遣費負担について、中体連主催大会への派遣費を全額市費でという要望でございますが、校外学習等でのスクールバスの使用については、経費が増加する中、全額市費で負担しておりますが、中体連主催大会等への派遣費を全額市費で負担することは難しいという回答にさせていただきたいと思っております。次に、学校運営の支援についてご説明申し上げます。(5) 校務支援システムについては、各中学校、義務教育学校において独自システムを運用しておりますが、小学校では、今年度、大規模校の新庄小・日新小の2校に導入し対応する予定でございます。最後に、その他の(7) 給食調理業務について、今年度も厨房設備の大規模な修繕を行っておりますが、引き続き、学校と連携し、迅速な対応に努めてまいります。教育総務課については以上でございます。

(学校教育課長) 学校教育課についてご説明申し上げます。今年度新しく要望いただいたものを中心に申し上げます。はじめに、学校予算の確保についての(4) ギガスクール構想についての②ICT支援事業の継続についてご説明申し上げます。ICT支援事業により、ICTの活用が進み、助かっているという話をいただきました。現在はアンケートや学校支援など、授業以外での活用についても支援員の方から指導を受け、教員間で学びあうなどして広く活用していけるよう取り組んでおります。来年度以降も継続して事業を進めて参りたいと考えております。続いて(12) 給食費補助について、現在の物価高騰に伴いまして、給食費の増額も検討しなければならない状況になっております。過日、学校給食事業運営協議会におきまして、来年度の給食費についても増額が必要であるという話がなされました。補助金については、これまで同様に、1食あたり小学校15円、中学校20円を予算要求する予定でございます。また、今年度につきましては、国の臨時給付金を活用しながら物価高騰分の補助金を出ささせていただいておりますので、こちらについても活用が可能であるかを検討しております。次に、学校運営の支援についての(9) 学校連絡網の変更について、現在は、災害や犯罪等により児童生徒の安全が脅かされるような緊急事態が発生した際の情報提供、対応の指示としてマ・メールを使っております。この連絡網について、さくら連絡網への変更ができないかという要望がございました。さくら連絡網は、学校からの一方的な連絡指示ではなく、保護者側からも返信が行えるというシステムでございます。しかしながら、現在行っているマ・メールの活用目的は、児童生徒の安全のためであります。さくら連絡網に変更し、朝の欠席連絡なども、これを使用するという案も示されておりますが、欠席連絡については、必ず保護者が行うことが原則となりますので、子どもが自らメールによって学校に連絡欠席をするということも考えられるため、プラスの面のみでなく、マイナスの部分も踏まえて検討を続けて参りたいと思っております。続きまして(13) 臨床心理士の配置についてでございます。現在、八向中学校へ市のスクールカウンセラーを年10回ほど派遣しております。その他の中学校・義務教育学校におきましては、県のスクールカウンセラー配置事業として、週に1回、1日当たり6時間、年間35週派遣されております。来年度以降につきましては、八向中学校にも同様の県のスクールカウンセラーの配置が行われる予定であり、すべての中学校区において、県のカウンセラーが配置されることとなります。最後にその他の(6)

学校司書の配置についてでございます。現在、市内の2校におきましては、学校司書が配置されておりますが、他校においても、学校司書を配置していただきたいという要望をいただきました。常に人のいる図書館を目指して、様々な事業を活用しながら配置しております。すべての学校に学校司書を配置することが理想ではありますが、そのための新たな人員を配置するためには、学校教育関係事業の全体的な見直しや財源確保など、担当課の意向だけで事業を進めることは困難であります。当面は現状の補助事業を活用した人員配置を継続したいと考えております。学校教育課からは以上でございます。

(社会教育課) 社会教育課よりご説明申し上げます。はじめに、学校運営の支援についての(6)部活動についてでございます。こちらにつきましては、学校教育課と社会教育課において、事業を進めているところであります。部活動のあり方について、令和5年度以降の休日の部活動を地域に移行する際の、具体的な進め方を示していただきたいという要望をいただきました。休日の部活動の地域移行に関するアンケート調査を実施し、休日の部活動の地域移行検討委員会を11月に立ち上げまして、来年度からの段階的移行に向けて準備を進めているところでございます。第1回検討委員会においては、本市の現状や課題を共有しながら、今後の市としての方向性や検討内容について意見をいただきました。今年度は今後2回ほど検討委員会を実施する予定でございますので、その中で今後の市の方向性について協議してまいります。続きまして(10)夏季休業中のプール開放への支援についてでございます。夏季休業中における学校プールの開放について、社会教育に移管する等の具体的な手だてをご検討いただきたいというご要望をいただきました。教育委員会として今段階で夏季休業中の学校プールの開放についての人員の配置は難しいと考えております。今後、学校のプール開放のあり方について検討していきたいと考えておりますが、現段階では、既存の体育施設の市民プール等を活用していただきたいと考えております。次に(12)学校運営協議会の弾力的な運用についてでございます。小中一本の学校運営協議会を認める等、弾力的な運用に向けてご支援いただきたいというご要望がありました。学校運営協議会につきましては「学校経営方針」及び「教育課程の方針」を協議会で承認を得ることとしております。両方針とも、学校ごとに異なりますので、学校ごとの協議会の設置をお願いしたいと考えております。そのうえで、協議会の合同開催や委員の選出など、学校間で協力いただいての運営をお願いしたいと考えております。次に、社会教育事業についての(3)地域協働活動推進員について、推進員は週に数日、各学校または中学校区への定期的な常駐が望ましいと思うので人的配置をお願いしたいというご要望がありました。地域活動推進員については、人材確保や財政面での課題があり、常駐については難しいために、当面の間は、定期的な訪問で進めさせていただきたいと考えております。続きまして(4)地域人材への連絡方法について、社会教育配信用として地域の方々への連絡メールを開設していただきたいというご要望をいただきました。回答といたしまして、地域づくりのために地域の方々への情報を提供するための連絡メールについては、有効であると考えており、今後の地域活動の推進状況に応じて開設を検討していきたいと考えてございます。社会教育課については以上でございます。

(教育長) ただ今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。

(委員) 学校教育課の特別支援教育の強化について、学校でも、立ち歩きなどの様々なことが問題になっているとお聞きしておりますが、その中に、ギフテッドと呼ばれるような児童はいるのでしょうか

か。また、そのような児童に対し、学校で何か対策をとっている場合にはお聞きしたいです。

(学校教育課長) 各学校で個別の支援が必要な児童については、一人一人個別の対策を立てながら、保護者との連携や、必要に応じて、医療との連携もとることで対応しております。そういった中で、特筆すべき能力等を持っている児童がいる場合には、能力についても加味したうえで対応していくことになっております。現段階において具体的にそのような形での報告はまだございません。今後、十分に考えられることでありますので、確認したうえで対応して参りたいと考えております。

(教育長) 校務支援システムについて、令和5年3月より新庄小・日新小の2校に導入いたしますと記載がありますが、すでに導入しているのではなかったでしょうか。

(教育次長兼教育総務課長) 現在は無償で提供されているソフトを使っております。記載の校務支援システムについては有償ソフトを3月から導入予定であります。

(委員) 家庭教育支援について、今、メディア等で家庭内の虐待について目にする機会も増えたと感じています。特に、コロナ禍になってから保護者同士が集まる機会や、学校で先生と話す機会が少なくなっている状況であると思います。そういう環境もあって、家に帰ってから子どもとどのように接しているのかが問題と考えます。そのために、保護者、子どもたちのどちらも一人にしないよう、集まる機会をつくるなどしてバックアップを図ることで虐待に行く前に対策が取れるのではないかと思います。そういった対応についてお聞きしたいです。

(社会教育課長) 下校後の1人にしない対応については、子どもたちの現状についての把握が難しいことであると思います。また、保護者に対する対応につきましては「親教育」として講習会への参加を進めているところでございます。県や国の事業を活用しながら、繋がりも作っていただきたいと考えております。家庭教育支援については、教育委員会でも話が出ているところではありますが、講習会等へ参加いただけない方への対応が現状の課題であると感じております。こちらについては各学校からの話を聞きながら、社会教育としてやっていくべきことを進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(委員) 緊急連絡用の携帯電話の導入について、東日本大震災の本震の後、夜間に地震が発生した際、校長先生や教頭先生に全く連絡が取れず、学校の状況が把握できませんでした。当時はまだ携帯電話の番号を教育委員会で集約していなかったため、市街については自転車ですべて回って、校舎の様子を確認しました。それでも管理職と連絡がつかない状況が続いたため、次の日の対応について把握するのに非常に時間がかかりました。そのため、やはり緊急連絡用の携帯電話が必要ではないかと思っております。電話で連絡がつかないときにはメールやアプリなどを利用するというような対応を取れるため、双方の安心に繋がるのではないかと考えております。なるべく早く導入できるようご検討いただきたいです。

(教育次長兼教育総務課長) 頻りに緊急連絡がある場合には、携帯電話が重要になると考えられます。教育総務課の中でも、優先順位をつけながら対応しているところであります。中には金額が大きい

ものもございますので、今後の課題として検討してまいります。

8. 閉会

午後 3 時 05 分、12 月の定例教育委員会を閉会する。

1 月定例教育委員会を、1 月 24 日（火）午後 2 時 00 分より市役所 301・302 会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____